

【No.8】当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人である場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等である場合、年800万円以下の所得について、軽減税率を適用していませんか。

また、適用除外事業者に該当する場合、年800万円以下の所得について、措法上の軽減税率(15%)を適用していませんか。

所管	業種	概況	要否	別表
※				
通算グループ整理番号				
通算親法人整理番号				
法人区分 普通法人、特定の資本比率又は人材比率を有する大企業法人事業、協同組合等又は人格がない会員持定の法人				
事業種目 前項規定の資本の範囲は出資金の額又は出資金の額に該当するもの				
同非区分 特同族会社 同業会社 非同業会社				
申告地及び 申告法人名等				
添付書類 貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る税務会計等の明細書				

【No.1】電子申告義務がある法人の場合、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。

令和□□年□□月□□日 事業年度分の法人税
課税事業年度分の地方法人税

申告書
申告書

適用額明細書
提出の有無
税理士法第30条
税理士法第33条
書面提出有

この申告書による法人税額の計算		法 人 税 額 計	0 0
(2)	分岐更正	0 0	0 0
(9)	差	0 0	0 0
中間申告分の法人税額	14	0 0	0 0
差引確定(中間申告の場合はその法人税額とし、マイナスの場合は(13)-(14)の場合は(22)へ記入)	15	0 0	0 0
課税標準の基準	29	0 0	0 0
法人税額	30	0 0	0 0
法算	31	0 0	0 0
地 方 法 人 税 額	32	0 0	0 0
税額控除超過額相当額の加算額(別表六(二)付表六「14の計」)	33	0 0	0 0
課税標準法人税額(38)	34	0 0	0 0
所 得 地 方 法 人 税 額	35	0 0	0 0
分配調整外山松相手取額及び外山松会社在庫額に係る税額(別表六(三)付表六「14の計」)(41)+(42)+(43)のうち少ない金額)	36	0 0	0 0
仮契約に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	37	0 0	0 0
外 国 税 額 の 控 除 額	38	0 0	0 0
差引地方法人税額(35)-(36)-(37)-(38)	39	0 0	0 0
中間申告分の地方法人税額	40	0 0	0 0
差引確定(中間申告の場合はその地方法人税額とし、マイナスの場合は(39)-(40)の場合は(43)へ記入)	41	0 0	0 0

この申告による還付請求税額	23
計	(21)+(22)+(23)
この申告前の所得金額又は欠損額(59)	25
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(64)	26
欠損又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)の計)-(別表七(二)(三)(四)若しくは(21)又は別表七(四)(五))	27
翌期へ繰り越す欠損又は災害損失金(別表七(一)(5)の合計)	28
この申告による還付額(79)	42
中間納付額(40)-(39)	43
計(42)+(43)	44
この申告による還付額(67)	45
課税標準法人税額(68)	46
課税標準法人税額(69)	47
この申告により納付すべき地方法人税額(73)	48
剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額	
残余財産の最終年月日 決算確定の日 後の分配又は引渡しの日	
還する金額を受け取る金融機関等	
銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 預金 農協・漁協 本店・支所	
口座番号 ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-
※税務署処理欄	

税理士署
署名